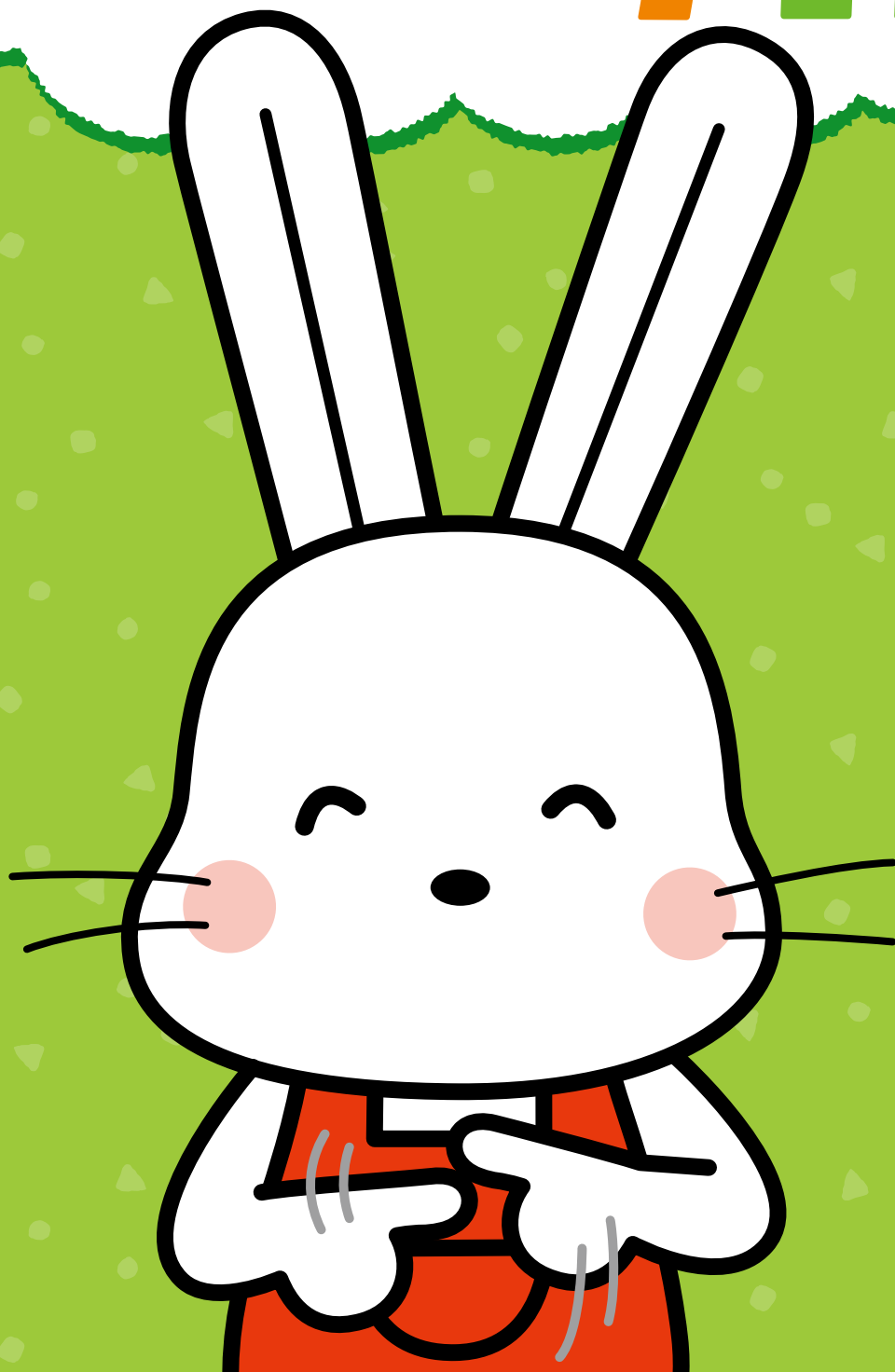


て て かた
👏 手と手で語り合おう 👏

みんなの ^{しゅ}手話 ^わ



ふくしまし こうしき
福島市公式
YouTube



しゅわ どうが
手話動画を
らん
ごらんいただけます!

はじめに

みなさんは「手話」を知っていますか？

「手話」を使って生活している人たちがいるということを知っていますか？

手話とは、手や指の動き、顔の表情などを使って表現することのできることば（言語）です。

福島市では、皆さんに“手話のこと”や“手話を使う人たちのこと”を、もっと知ってもらい、だれもが住みやすい福島市にするため、平成30年（2018年）12月に「福島市手話言語条例」を制定しました。

このパンフレットが、皆さんに「楽しく手話で話したいな」と思ってもらえるひとつのきっかけになることを期待しています。



福島市手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に守り受け継いできました。しかし、長い間、手話に対する理解が得られず、ろう者に対する差別や偏見から、手話を自由に使えないなど、ろう者は不便や不安に耐えながら暮らしてきました。

このような中、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は音声言語と同様に「言語」であることが明記されました。

福島市は、昭和43年に第1回全国手話通訳者会議が開催され、昭和46年には福島県内初の手話サークルが誕生するなど、手話に関わる先駆けの地でもあります。

「手話は言語」であり、ろう者にとって「手話は命」です。いつでもどこでも、安心して手話を使いやすい環境を整えるとともに、全ての人が、ろう者及び手話への理解を深め、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、この条例を制定します。（福島市手話言語条例前文より抜粋）

ろう者と手話の歴史



ろう者とは？

福島市手話言語条例においてろう者とは「聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む人」をいいます。

手話の歴史

明治時代

日本ではろう学校が設立され、手話による教育が始まる。
※ろう者の間で手話が生まれ、ろう学校などで次第に使われるようになりました。

昭和8年

ろう学校での手話の使用が禁止される。
※手話は日本語が身につかないという理由から、口の動きを読み取る「口話法」による教育が主となりました。

平成18年

国際連合総会で「障害者の権利に関する条約」が採択される。
※「言語」には手話その他の形態の非音声言語が含まれることが明記されました。

平成23年

「改正障害者基本法」において手話が言語として位置づけられる。
※国の法律で初めて手話が言語であることが明記されました。

平成26年

日本が「障害者の権利に関する条約」を批准する。

平成28年

「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」が施行される。

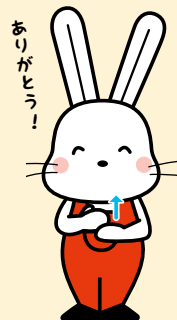
平成30年

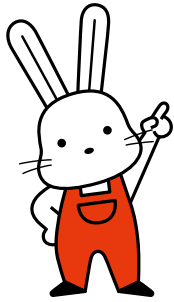
「福島市手話言語条例」が制定される。(平成31年4月施行)

手話通訳者とは？

手話通訳とは、日本語を聞いて手話に訳したり、手話を見て日本語に訳したりすることです。

手話通訳者養成講座を受講し、全国统一試験に合格した人が「手話通訳者」として仕事をしています。日常生活の中で耳の聞こえない人に情報を伝える他、耳の聞こえる人と聞こえない人をつなぐ、大切な役割を担っています。





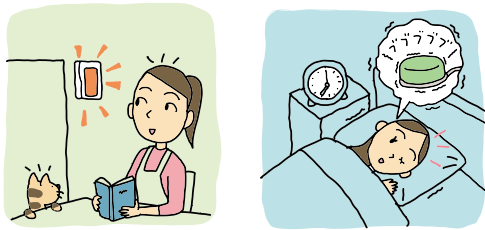
みんなが暮らしやすい社会

耳が聞こえない人の生活を紹介します。

どんな生活をしているのかな。どうすればみんなが暮らしやすい社会になるのかな。
みんなで耳が聞こえない人の暮らしをのぞいてみましょう！

家の中では？

玄関のチャイムや目覚まし時計が鳴っても気づかないので、音を光や振動で伝えてくれるものを使っています。



テレビを見るときは？

テレビの声や音楽が聞こえません。テレビ番組やニュースの内容が分からないため、楽しめず大事な情報が伝わりにくいです。手話や字幕が付いたテレビ番組やCMが増えると安心できます。



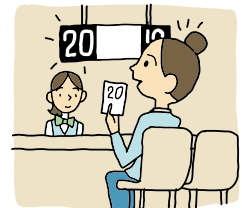
連絡は？

電話ができません。代わりに文字で確認できるメール、FAXで連絡したり、最近ではテレビ電話等を使って直接手話で会話ができるようになりました。



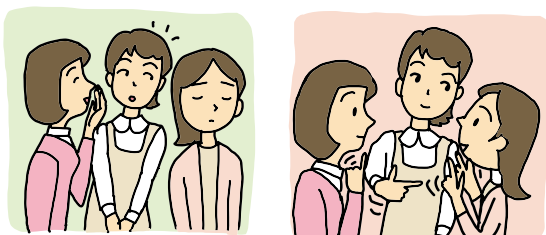
外出先では？

駅や電車内のアナウンス、病院や銀行での呼び出しが聞こえないので、電光掲示板などがあると分かりやすいです。まずは紙に文字を書いたり(筆談)、身振りなどで積極的にコミュニケーションをとってみましょう。



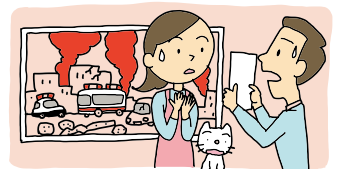
会話の場面は？

話し声が聞こえないので、周りの人が何を話しているのか分からず、仲間に入りにくいことや、話しても相手にうまく伝わらず、誤解されることがあります。



災害が起きたら？

音声だけの放送やアナウンスでは聞こえません。どこに逃げたらよいか？ どう対応したらよいか？ 災害の状況や避難先で情報が入らず、困ってしまうことがあります。手話や文字で情報を伝えることがとても大切になります。



手話とろうことば(言語)



手話は、手や指の動き、顔の表情などを使って表現することば(言語)です。

さまざまな言語

手話は目で見える言語であり、身振り(ジェスチャー)とは違います。

手話は、日本語、英語、中国語などと同じで、ひとつの言語なのです。



自然なことば

耳の聞こえる人は、赤ちゃんのときから家族が話す日本語を聞いて育ち、自然に話せるようになります。

生まれつき、または幼少期から耳の聞こえないろう者は、家族の話す声が聞こえないので、自然と日本語を話せるようにはなりません。ろう学校(聴覚支援学校)などの、手話で会話する友だちや大人との交流の中で、手話が身についていきます。



手話がらちばん伝わることば

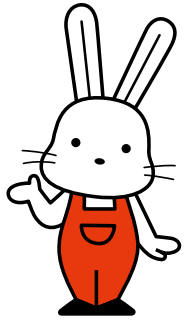
手話を使うろう者は日本語で会話(筆談)するよりも、お互い手話で会話するほうが、より自然に気持ちを伝えられるのです。



福島市公式YouTube
「福島市公式YouTube」
では手話動画を
ご覧いただけます。
表紙QRコード®へ
アクセス!!



コミュニケーション方法は？



耳の聞こえない人とのコミュニケーション方法はいろいろあり、
組み合わせて使うと、伝わりやすくなります。

代表的なコミュニケーション方法の紹介

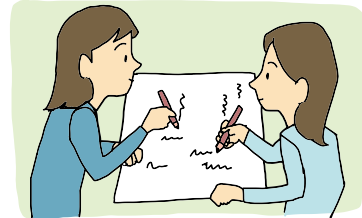
手話

手指や体の動き、
顔の表情を使って視覚的に表現
します。



筆談

メモ用紙や簡易筆談器などに文字を書い
て表現します。



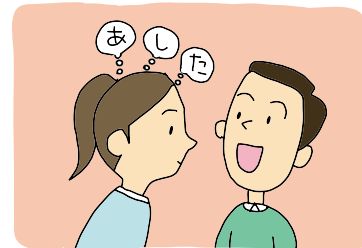
身振り(ジェスチャー)

手や体の動きを使って伝えます。手話
とは違い、動かし方に決まりはありません。



口話

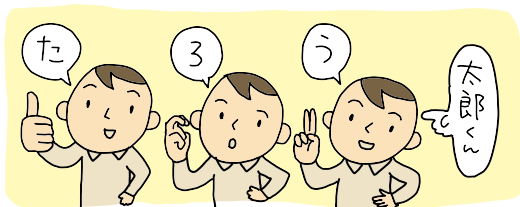
相手の口の動きを見て言葉を読み取った
り、口の動きで相手に伝えたりします。



指文字

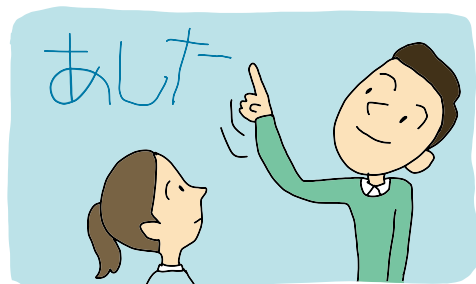
指の形で「あ・い・う・え・お」などを一
文字ずつ表現します。

※ 10ページに指文字一覧があります。



空書

空中に文字を書いて伝えます。



手話などを学ぶためには

福島市手話出前講座

手話の普及および聴覚障がい者への理解を促進するため「福島市手話出前講座」を実施しています。

〈対象者〉

市内の団体等が開催する集会、会合等で参加者が5名以上のもの。

※政治および宗教、または営利を目的とした集会などは除く。

〈内容〉

手話や聴覚障がいに関する内容で、受講団体のご希望を伺います。



〈日時〉

原則として午前9時から午後9時までの間で開催し、1回の講習時間は概ね1時間30分とします。(ご要望に応じます。)

〈申し込み〉

講座実施希望の2週間前までにお申し込みください。申し込み用紙は、障がい福祉課窓口で配布または、福島市ホームページからダウンロードできます。

〈費用〉受講料無料

※会場使用料(備品使用料を含む)は受講団体で負担。

福島市要約筆記者養成講習会

耳の不自由な方のために相手の話す言葉を筆記通訳する要約筆記の基礎知識を学ぶことを目的として、市民を対象にした「福島市要約筆記者養成講習会」を毎年実施しています。



福島市手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者の生活や福祉制度について理解と認識を深めるとともに手話で日常会話ができることを目的とし、市民を対象にした「福島市手話奉仕員養成講座」を毎年実施しています。



手話 要約筆記サークル

手話サークル「やまびこ会」

昭和46年に福島県内初の手話サークルとして発足しました。手話を学ぶとともに、ろう者と手をとりあい、すべての人に対する差別や偏見のない平等な社会を実現するため活動をしています。



〈とき〉夜の部、昼の部とあります。

〈場所〉福島市中央学習センター 他

要約筆記「ふくしま」

福島パソコン要約筆記

要約筆記者養成講習会修了生が中心となりサークルを発足しました。現在は2つのサークルが、毎月2回例会を開催しています。手書き及びパソコンなどによる要約筆記活動を通して、聴覚障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与することを目的に活動をしています。

〈場所〉腰の浜会館 他

お問い合わせ

◆福島市障がい福祉課 024-525-3748

◆手話出前講座については、障がい福祉課または

福島市社会福祉協議会 024-533-8877



Q & A

Q ^{しゅわ}手話サークルに通う時間がないのですが、^{どくがく}独学でも覚えられますか？

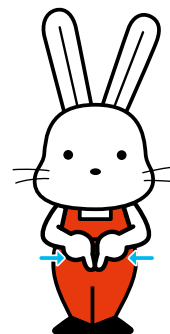
A ある程度までは可能かと思われませんが、^{じょうたつ}上達のためには実際にろう者の方との交流や
^{かいわ}会話をしながら学ぶことをおすすめします。

Q ^{しょうがっこうなど}小学校等では、^{しゅわ}手話に^ふ触れる^{きかい}機会がありますか？

A ^{そうごうてき}総合的な学習の時間、^{がくしゅう}クラブ活動等、^{じかん}独自に^{かつどうなど}手話を取り入れた活動に取り組んでいる
^{がっこう}学校もあり、その中には^{なか}福島市手話出前講座の^{ふくしまししゅわ}講師派遣を活用している学校もあります。

Q ^{しゃ}ろう者が^{はたら}働く^{しょくば}職場は、^{かんきょう}どんな環境づくりが必要ですか？

A ^み見てわかるイラストや文字で表示するなど、^{もじ}その方に^{ひょうじ}応じたコミュニケーション方法で^{かた}対応できるようにすることが必要です。



Q ^{しゅわ}手話は^{せかいきょうつう}世界共通ですか？ ^{ほうげん}方言はありますか？

A ^{くに}国によって言葉が違うように、^{ことば}手話も^{ちが}世界共通ではありません。^{こくない}国内では^{ぜんこくひょうじゆん}全国標準
^{しゅわ}手話がありますが、^{ほうげん}方言と同じように^{おな}地域によって^{ちい}様々な手話が使われています。

Q ^{しゅわ}手話言語条例の^{ごじょうれい}制定で、^{せい}今後^{こんご}どんなことが^き期待されますか？

A ^{しゅわ}手話への^り理解が^{ふか}深まり、^りろう者が^{しゅわ}手話を使用し^しやすい^{かんきょう}環境の^{せいび}整備が^き期待されます。
^{また}また、^{しゃ}ろう者と^{しゃ}ろう者以外の人が^い共生し、^{ひと}等しく^{きょうせい}すべての障がい者福祉の^{ひと}向上に
^{きよ}寄与することのできる^{きょうせい}共生社会の実現を目指します。

Q ^{ばめん}いろいろな^み場面で^{しゅわ}見かける^{しゅわ}手話通訳者とは^{ひと}どういう人たちですか？

A ^{しやくしょ}市役所に^{ざいせき}在籍する^{せつちしゅわ}“設置手話通訳者”と市役所に^{とうろく}登録された^{はけんしゅわ}“派遣手話通訳者”の2つ
^わに分けられます。どちらの^{しゅわ}手話通訳者も市役所の^{しやくしょ}制度に基づき^{せいど}運営されているため
^{ボランティア}ボランティアではなく、^{しやくしょ}市役所から^{いらい}依頼され^{こうてき}公的な立場で^{たちば}業務にあたっている人たち
です。^{ようやく}(要約筆記者(奉仕員)も^{ほうしん}公的な立場で^{はけん}派遣されています。)

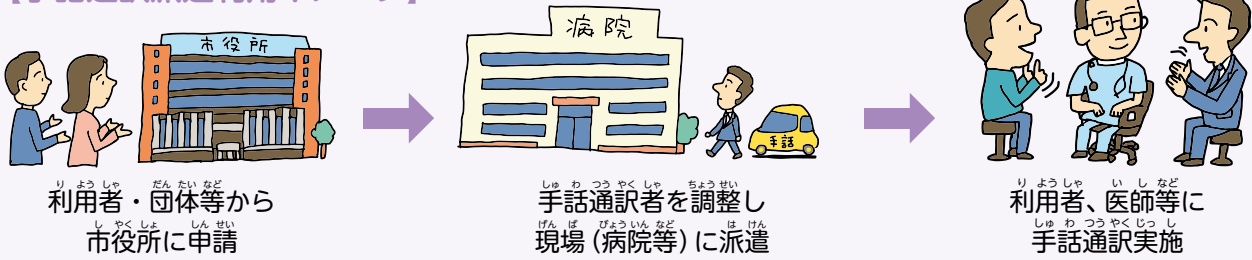
手話通訳者(奉仕員)や要約筆記者(奉仕員)派遣の紹介

福島市では福島市手話言語条例や各種制度に基づき下記のサービスを実施しています。

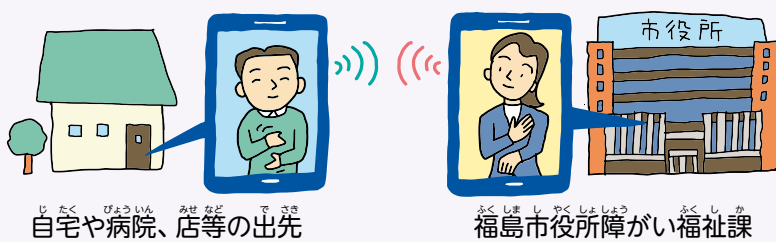
手話通訳者(奉仕員)の派遣とは？

手話によるコミュニケーション支援を行うため手話通訳者(奉仕員)を派遣します。また状況により派遣することが困難な場合は、スマートフォンやタブレットを使った遠隔手話通訳サービスによる通訳を実施することもできます。

【手話通訳派遣利用イメージ】



【遠隔手話通訳サービス利用イメージ】



例) 市役所への問い合わせや医療機関での診察や検査などの際に、お持ちのスマートフォンやタブレットのテレビ電話機能を使って離れた場所から福島市障がい福祉課の手話通訳サービスを受けることができます。

要約筆記者(奉仕員)の派遣とは？

手話のわからない、重度の聴覚障がい者に向けて会話の内容を手書きやパソコンを使った方法で要約したコミュニケーション支援を行う要約筆記者(奉仕員)を派遣します。

【要約筆記派遣利用イメージ】

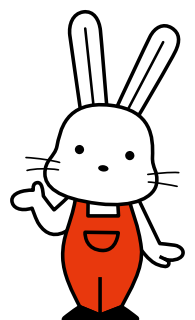


利用について

【対象者】 聴覚障がい者本人、手話通訳や要約筆記が必要な方、イベント主催団体

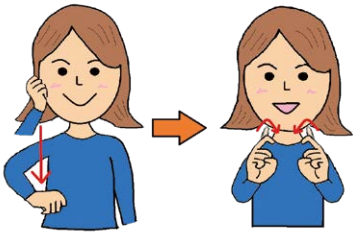
【内容】 医療などの生活場面、会議や講演会など行事場面

【利用料】 無料(※ただし入場料等を徴収する場合は除く)

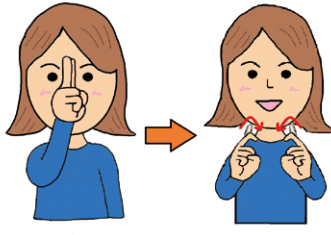


しゅ わ ひょう げん 手話で表現してみよう!

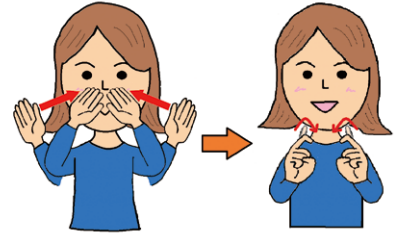
おはよう



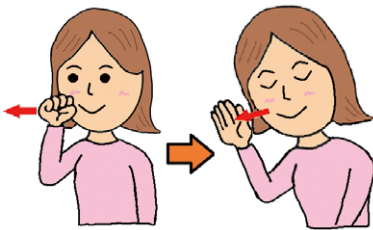
こんにちは



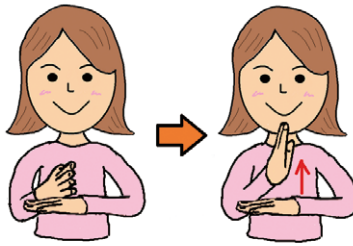
こんばんは



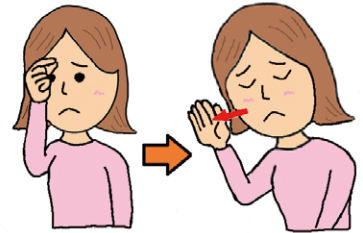
ねが
よろしく願います



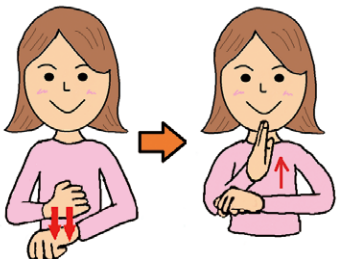
ありがとう



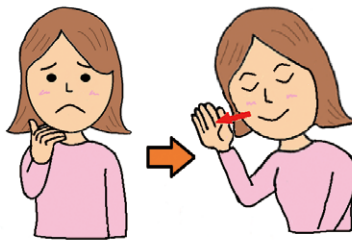
すみません



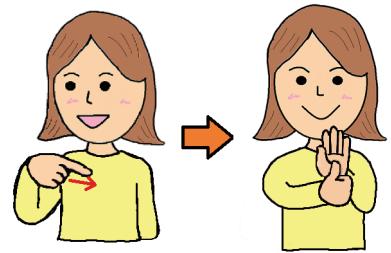
つか
お疲れさまです



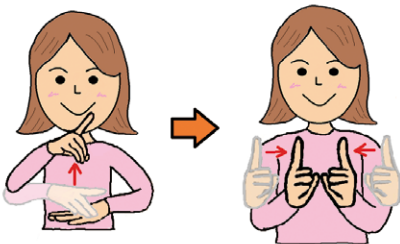
ま
お待ちください



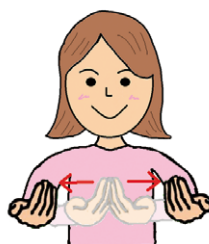
わたし なまえ
私の名前



はじ
初めまして



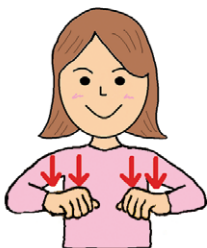
ひさ
久しぶり



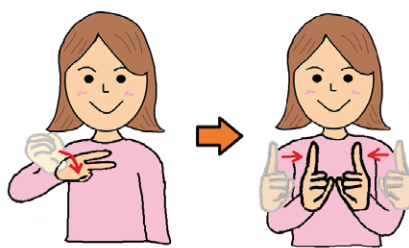
なに なん
何 (何ですか)?



げんき
元気



あ
また会いましょう



さようなら



指文字をおぼえてみよう!

指文字 (相手から見た形)

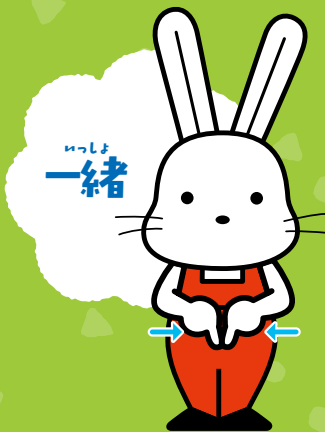
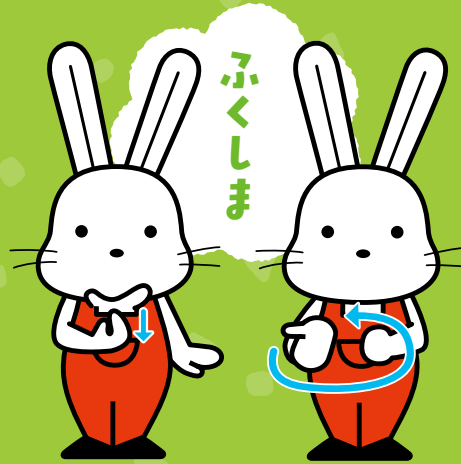
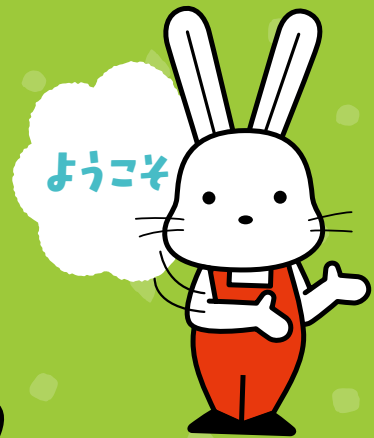
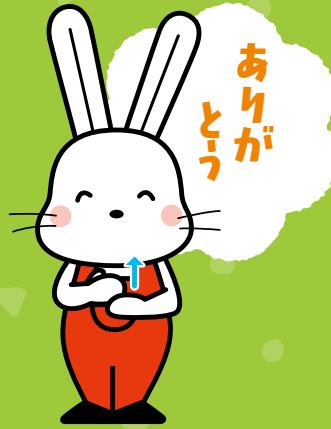
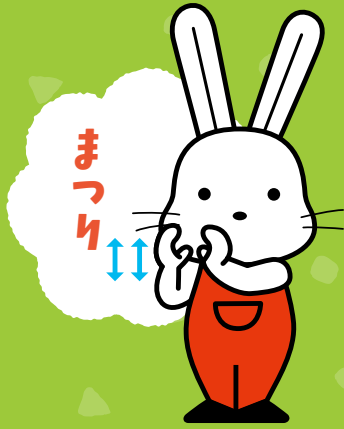
あ	い	う	え	お
か	き	く	け	こ
さ	し	す	せ	そ
た	ち	つ	て	と
な	に	ぬ	ね	の
は	ひ	ふ	へ	ほ
ま	み	む	め	も
や	ゆ			よ
ら	り	る	れ	ろ
わ	を	ん	ー	ちょうおん 長音
っ	び	び	び	

数字の表し方① (相手から見た形)

0	1	2	3	4
5	6	7	8	9

数字の表し方②

10	20	30	50	60	70	90
100	200	500	600	せん 千	まん 万	おく 億



はっこう ふくしま し けんこう ふくし ぶ しょう ふくし か
発行／福島市健康福祉部障がい福祉課

TEL 024-525-3748 FAX 024-533-5263

E-mail syougai@mail.city.fukushima.fukushima.jp

れいわ ねん ねん がつはっこう
令和5年(2023年)3月発行